

令和5年第3回定例会

歌志内市議会会議録

第1日目（令和5年9月12日）

（午前9時57分 開会）

開会・開議宣告

○議長（本田加津子君） おはようございます。

ただいまから、令和5年歌志内市議会第3回定例会を開会いたします。

ただいま出席している議員は8名であります。定足数を満たしておりますので、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（本田加津子君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において1番能登直樹さん、6番女鹿聡さんを指名いたします。

会期の決定

○議長（本田加津子君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

この定例会を、本日から9月14日までの3日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

会期は、本日から9月14日までの3日間と決定いたしました。

諸般報告

○議長（本田加津子君） 日程第3 諸般報告であります。

事務局長から報告いたします。

三浦議会事務局長。

○議会事務局長（三浦悟君） 報告いたします。

この定例会に付議されます議案は、市長より送付を受けた議案7件、諮問1件、報告3件であります。

次に、議長の報告でございますが、令和5年第2回定例会以降、昨日までの議会動向につきましては、本日別紙配付しております諸般報告のとおりでありますので、御了承願います。

また、本会議に説明のため出席する者、本会議の事務に従事する者等につきましては、別記記載のとおりであります。

本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。
次に、議員の出欠席の状況であります。本日は、全員の出席であります。
以上で、報告を終わります。

○議長（本田加津子君） 特段の発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） ないようでありますので、諸般報告を終わります。

市 政 報 告

○議長（本田加津子君） 日程第4 市政報告であります。

一般行政について報告を求めます。

柴田市長。

○市長（柴田一孔君） ー登壇ー

改めまして、おはようございます。

私のほうからは市政報告ということで、歌志内／夢・まち未来会議につきまして報告をさせていただきます。

夢・まち未来会議につきましては、まちづくりに関心を持つ多くの市民が参加し、人口減少が続く本市における将来のあるべき姿や夢、その夢を実現するための抱負など、自由に語り合う場とし、住みたいまち、次世代に誇れるまちの実現を目的に、市内在住者または市内事業所などに通勤する18歳以上の方を対象として広報うたしな5月号において参加者の募集を行ってまいりました。

結果、昨年度からの継続メンバー8名に新たに2名の参加者を迎え、男性6名、女性4名の計10名のメンバーとなりました。平均年齢は、およそ50代半ばであります。

会議は、8月16日に1回目を開催し、昨年度話し合われた内容の振り返りや、メンバーがふだん取り組まれている活動の内容などについて情報提供を受けるほか、歌志内のまちづくり全般にわたり意見交換を行いました。

今後、年度内に5回程度会議を開催する予定としておりまして、若手市職員で組織するまちづくりアクションプラン検討会議との意見交換も予定しております。

夢・まち未来会議の開催状況などにつきましては、今後も報告してまいります。

以上でございます。

○議長（本田加津子君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上で、市政報告を終わります。

報 告 第 9 号

○議長（本田加津子君） 日程第5 報告第9号専決処分の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） ー登壇ー

おはようございます。

報告第9号専決処分の報告について、御報告申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものございます。

専決処分の理由は、令和5年4月13日発生の倒木による家屋損害事故について、事故の原因が本市にあることから、当該損害箇所の修繕工事費の全額を市が支払うことで示談を締結したので、昭和63年6月22日議決の「市長専決処分事項の指定」により専決処分したものでございます。

次ページにまいります。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、別記のとおり専決処分する。

1、損害賠償専決処分書。

次ページにまいります。

損害賠償専決処分書。

1、損害賠償額、9万6,250円。

損害賠償の内訳、修繕工事費9万6,250円。

2、事故発生日時及び場所。令和5年4月13日（木）午後1時37分頃。歌志内市字本町157番地。

3、損害賠償の相手方。赤平市東大町3丁目2番地、赤歌警察署長、警視、吉田匡克。

4、事故の発生状況及び原因。上記日時、場所において、市管理の普通河川沢町川敷地内の土地（字本町1015番地）の高木が倒れ、隣接地に所在する相手方の赤歌警察署官舎公宅に倒れて屋根軒天及び物置屋根の一部を破損させたものでございます。

なお、事故の原因は、一部根腐れ及び株の空洞化により倒れ込み、枝張り先端部分が官舎公宅軒天及び物置屋根に衝突したことによるものでございます。

5、損害賠償について。本市が管理する土地の倒木による被害であったことから、修繕工事費を全額支払うことで合意したので、令和5年7月24日に示談を締結いたしました。

次ページの示談書につきましては、説明を省略させていただきます。

なお、損害賠償額9万6,250円につきましては、原因が天災に当たるものとして、市が加入しております市民総合賠償保険の全額対象となったことから、保険会社に手続を行っております。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（本田加津子君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） ちょっと何点か聞きます。この公宅とその物置の屋根なのですが、これかなり前から人が入ってなかったように思えるのですが、その建物に対して木が倒れて破損させたというのは話は分かるのですが、これ、今後ここに人が入るという前提があってそれを直しているのかどうなのか。修繕工事しているということなので直していると思うのですが、今後官舎公宅として使われるのか、物置としてちゃんと使われるのか、その辺の協議というのはどういうふうに行ったのか聞いておきたいと思えます。お願いします。

○議長（本田加津子君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） それでは、私のほうから、今の空き家としているのか、それとも今

後使われるのかということについて御答弁申し上げたいと思いますけれども、警察署のほうの関係においては、今後使う予定はないと。先日の常任委員会においても、空き家であれば速やかに解体をするということの御要望もこちらのほうから申し述べております。

なお、内訳ですけれども、物置のほうの内訳は、コンパネで塞いでもう出入りはしないという、本当に必要最小限の費用ということでおりまして、この屋根の復旧とか、そういうところの賠償ではございません。

以上です。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 今後人も入らないよということでやるということなのですけれども、そもそも人が今後入らないよというものに対して、急いで専決してやる必要があったのかどうか、その辺どこまでこの建物が必要でということで、この保険にしましょう、それ今回倒れてしまったので、それだったら更地にしましょうという話が進むのか、そういうふうな話がどういうふうになっていたのか聞いておきたいと思います。

○議長（本田加津子君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） このほかに物置以外に大きな軒天の破損が実はございました。金額にして7万5,900円なのですけれども、軒天が折れてしまいまして、もうめくれる状態なので、それもあえてそこを直さないで押さえ込むような形、軒天を撤去し、鉄板をそのまま壁のほうに押さえ込むような感じなので、7万5,900円というかなり経費の安い金額で収まっておりまして、解体等においては、再三御答弁申し上げておりますけれども、警察資産のほうで財産処分含めて対応にちょっとお時間かかっているようでございますけれども、その旨、要望を伝えてあります。

以上でございます。

○議長（本田加津子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これで報告第9号は、報告済みといたします。

報 告 第 1 0 号

○議長（本田加津子君） 日程第6 報告第10号令和4年度決算に基づく歌志内市健全化判断比率についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） ー登壇ー

報告第10号令和4年度決算に基づく歌志内市健全化判断比率について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和4年度決算に基づく歌志内市健全化判断比率を別紙監査委員の意見をつけて次のとおり報告する。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率、将来負担比率につきましては、実質赤字額及び連結実質赤字額がなく、将来負担比率は算定されないため数値は表示されません。実質公債費比率は8.9%です。

監査委員の意見書につきましては、別紙のとおりでございます。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（本田加津子君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。
これで報告第10号は、報告済みといたします。

報 告 第 1 1 号

○議長（本田加津子君） 日程第7 報告第11号令和4年度決算に基づく歌志内市資金不足比率についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） ー登壇ー

報告第11号令和4年度決算に基づく歌志内市資金不足比率について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和4年度決算に基づく歌志内市資金不足比率を別紙監査委員の意見をつけて、次のとおり報告する。

特別会計の名称、市営公共下水道特別会計、病院事業会計、全ての特別会計において資金不足額がないため数値は表示されません。

監査委員の意見書につきましては、別紙のとおりです。

以上でございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（本田加津子君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。
これで報告第11号は、報告済みといたします。

諮 問 第 1 号

○議長（本田加津子君） 日程第8 諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

柴田市長。

○市長（柴田一孔君） ー登壇ー

諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて御提案申し上げます。

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

記。

住所、歌志内市字文珠188番地37。

氏名、澤田季孝。

生年月日、昭和24年2月13日。

提案理由は、人権擁護委員、澤田季孝氏が令和5年9月30日をもって任期満了となるので、引き続き委員として推薦しようとするものでございます。

任期は3年間でございます。

次のページをお開き願ひします。

澤田季孝氏の略歴でございますが、再任でございますので、説明は省略させていただきます。

以上でございますので、御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田加津子君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、諮問第1号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号は、これに同意することに決しました。

議案第33号

○議長（本田加津子君） 日程第9 議案第33号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

柴田市長。

○市長（柴田一孔君） ー登壇ー

議案第33号教育委員会委員の任命について御提案申し上げます。

下記の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記。

住所、歌志内市字文珠186番地5。

氏名、佐藤友美。

生年月日、昭和54年4月24日。

提案理由は、教育委員会委員、佐藤友美氏が令和5年9月30日をもって任期満了となるため、再任しようとするものでございます。

任期は4年間でございます。

次のページをお開き願います。

佐藤友美氏の略歴でございますが、再任でございますので、説明は省略させていただきます。

以上でございますので、御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田加津子君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第33号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は、これに同意することに決しました。

ここで、暫時休憩いたします。

午前10時18分 休憩

○議長（本田加津子君） ここで、ただいま教育委員会委員に任命同意されました佐藤教育委員会委員より御挨拶を受けたいと思います。

佐藤教育委員会委員、御登壇願います。

○教育委員会委員（佐藤友美君） ー登壇ー

議会中の貴重なお時間をいただきまして、大変恐縮に存じます。先ほど本会議におきまして、私の教育委員再任について御同意を賜りましたことに対しまして、心からお礼申し上げます。また、その重責を感じ、身の引き締まる思いでございます。

私は、教育委員に就任以来、児童生徒数の減少が続く本市において、認定こども園と歌志内学園が一体となり、さらに地域社会の協力を得ながら子供たちを支え、育てていくことが大切だと考えてきました。空知管内初の義務教育学校、歌志内学園も3年目を迎え、今日まで大きな問題もなく子供たちが健やかに成長しておりますことは、教職員の努力はもとより、各家庭の御理解と御協力、地域の皆様の御支援によるものと認識しております。

今後も義務教育学校としての特色を生かし、きめ細やかな指導によりまして、地域を支える人材を育成することに大きな期待を寄せているところでございます。

このたび再任に当たりまして、子供たちの健やかな成長と教育推進のため、微力ではございますが、皆様の御指導と御支援を賜りながら職務を全うしてまいる所存でございますので、今後ともよろしくお願い申し上げ、簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（本田加津子君） ありがとうございました。

以上で、教育委員会委員任命同意の御挨拶を終わります。

午前10時22分 再開

○議長（本田加津子君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

議案第34号

○議長（本田加津子君） 日程第10 議案第34号歌志内市職員特殊勤務手当支給条例及び歌志内市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） ー登壇ー

議案第34号歌志内市職員特殊勤務手当支給条例及び歌志内市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）における新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類感染症に変更されたことに伴い、防疫等作業手当の特例等を廃止するため、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文にまいります。

歌志内市職員特殊勤務手当支給条例及び歌志内市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

改正内容につきましては、資料と併せて御説明いたしますので、定例会資料の1ページを御覧願います。

第1条は、歌志内市職員特殊勤務手当支給条例の一部改正でございます。

附則第3項及び第4項は、防疫等作業手当の特例を規定しており、新型コロナウイルス感染症対策に従事した職員に対し、防疫等作業手当の特例を措置しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に該当することとなったことにより、特例を削除するものでございます。

第2条は、歌志内市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正でございます。

附則第4項は、会計年度任用職員に対し、職員と同様に新型コロナウイルス感染症対策に従事した場合、防疫等作業手当に相当する報酬を支給できるよう規定しておりましたが、職員と同じく規定を削除し、併せて第5項及び第6項を繰り上げるものでございます。

本文の附則に戻ります。

附則。

第1項は、施行期日でございます。この条例は、令和5年10月1日から施行するものでございます。

第2項及び第3項は経過措置でございますので、説明は省略させていただきます。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（本田加津子君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第34号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は、原案のとおり可決されました。

議案第35号

○議長（本田加津子君） 日程第11 議案第35号歌志内市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君）　－登壇－

議案第35号歌志内市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（令和5年総務省令第8号）の公布に伴い、電気自動車等に用いる急速充電設備の全出力の上限を撤廃し、併せて火災予防上必要な措置の見直しを行うなど、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文にまいります。

歌志内市火災予防条例の一部を改正する条例。

歌志内市火災予防条例（昭和37年条例第31号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料と併せて御説明いたしますので、定例会資料の2ページを御覧願います。

第11条の2は、急速充電設備の規定でございます。資料は3ページにわたります。

急速充電設備の全出力の上限を撤廃し、位置、構造及び管理の基準を見直し、必要とする安全対策措置を追加したものでございます。また、これに伴い、各号及び規定中の条文を整理しております。

第16条は、避雷設備の規定でございます。この後説明いたします第23条の改正条文の中で引用することに伴い、条文を整理するものでございます。

第23条は、喫煙等の規定でございます。資料は4ページにわたります。

健康増進法に規定する喫煙専用室標識が設けられている場合、本条例に規定する標識は不要とすることに伴い、条文を整理するものでございます。

別表第7は、「禁煙」、「火気厳禁」及び喫煙所の図記号でございますが、標識と併せて設ける図記号の規格が定められたことに伴い削除するものでございます。

本文の附則に戻ります。

第1項は、施行期日でございます。この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条の2第1項の改正規定及び次項の規定は、令和5年10月1日から施行するものでございます。

第2項から第4項は、経過措置でございます。第2項及び第4項は、この条例の施行の際に既に設置され、または設置工事がされている急速充電設備及び喫煙専用室の標識に係る位置、構造及び管理に関する基準については、従前の例によるものとするものでございます。

第3項は、健康増進法の規定により、当分の間、喫煙専用室標識を加熱式たばこに限定する指定たばこ専用喫煙室標識として読み替えるものでございます。

以上でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（本田加津子君）　これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君）　討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第35号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。
したがって、議案第35号は、原案のとおり可決されました。

議案第36号

- 議長（本田加津子君） 日程第12 議案第36号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

- 副市長（平間靖人君） ー登壇ー

議案第36号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について御提案申し上げます。

提案理由は、北海道市町村職員退職手当組合を組織する団体に後志広域連合を加えるため、規約の一部を変更しようとするものでございます。

次ページの本文にまいります。

北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約。

北海道市町村職員退職手当組合理約（昭和32年1月23日32地第175号指令許可）の一部を次のように変更する。

変更内容につきましては、資料と併せて御説明いたしますので、定例会資料の5ページを御覧願います。

今回の変更は、提案理由で説明いたしました後志広域連合が加わることに伴い、一部事務組合及び広域連合名を列記している別表を整理するものでございます。

本文の附則に戻ります。

附則。

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

- 議長（本田加津子君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（本田加津子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（本田加津子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第36号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

議案第37号及び議案第38号

- 議長（本田加津子君） 日程第13 議案第37号と日程第14 議案第38号を一括議題

といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君）　－登壇－

議案第37号、議案第38号の決算認定につきまして一括御提案申し上げます。

なお、議案第38号につきましては、市立病院事務長から御提案申し上げます。

議案第37号令和4年度歌志内市各会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度歌志内市各会計歳入歳出決算について、別添のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定に付する決算は、令和4年度歌志内市一般会計歳入歳出決算、令和4年度歌志内市営公共下水道特別会計歳入歳出決算、令和4年度歌志内市国民健康保険特別会計歳入歳出決算、令和4年度歌志内市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、以上の4会計でございます。

内容につきましては、各会計決算実績報告書により御説明いたしますので、実績報告書の1ページをお開き願います。

令和4年度各会計決算の概要でございます。朗読いたしまして、説明にかえさせていただきます。

1、令和4年度各会計決算の概要。

令和4年度は、歌志内市総合計画の後期基本計画が中盤に差しかかり、これまで実施した事業の結果を踏まえ、計画のゴールを見据えた具体的な施策を展開する必要があると考え市民の健康と生活を守り抜くべく、喫緊の課題への対応を図るほか、限られた財源を有効に活用し、住環境・教育環境の整備などを行い、「みんなで創る笑顔あふれるまち」、「すべての市民が幸せを実感できるまちづくり」の実現を目指した予算を編成し、「活力と魅力あふれるまち」として、移住定住の施策を推進し、地域おこし協力隊制度の活用、商業施設の建設など、過疎・高齢化の課題に対応する新たな取組、地域経済及び市民生活の活性化を図ってまいりました。

また、「健康で心ふれあうまち」として、予防接種や医療費の無料化や、「豊かな心を育む教育と文化のまち」として、市が独自に実施する各種の就学支援、助成等の制度を継続しつつ、新たに高校入学時のパソコン購入費助成など時代の変化に合わせた新たな取組を進めるなど、市民と協働で創るまちづくりを着実に推進いたしました。

1、決算規模及び収支の状況。

一般会計以下4会計における歳入歳出決算の総額は、歳入56億7,876万8,000円、歳出55億676万4,000円で、1億7,200万4,000円の黒字となりました。前年度と比較し、歳入で4億5,543万1,000円、8.7%の増、歳出で6億763万8,000円、12.4%の増となりました。

各会計別の収支は、一般会計で1億6,771万1,000円、市営公共下水道特別会計で7万1,000円、国民健康保険特別会計で400万3,000円、後期高齢者医療特別会計で21万9,000円の黒字となりました。

2、歳入歳出の状況。

(1) 一般会計。

歳入増となった主な科目は、繰入金3億7,605万6,000円（対前年度比758.2%）、繰越金1億954万9,000円（同52.0%）などで前年度を上回りました。

その内訳としましては、商業施設新築に伴う公共施設等整備基金の取崩しによる繰入金の

増、繰越金は前年度繰越金の増となっております。

一方、歳入減となった主な科目は、国庫支出金4,539万4,000円（対前年度比△7.1%）、市債1,835万4,000円（同△11.2%）などで前年度を下回りました。

その内訳としては、国庫支出金は住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費補助金の減、市債は臨時財政対策事業債の減となっております。

歳出（性質別分析）では、投資的経費が8億1,815万4,000円（構成比16.1%）、義務的経費が19億8,216万7,000円（同39.1%）、その他の経費が22億6,841万6,000円（同44.8%）となっております。

前年度との比較では、投資的経費が5億3,085万3,000円（対前年度比184.8%）の増、義務的経費が846万3,000円（同△0.4%）の減、その他の経費が9,400万6,000円（同4.3%）の増となりました。

投資的経費の増は、商業施設等建設事業における工事請負費の増によるもので、その他の経費の増は、除雪委託料、病院事業会計への繰出金の増によるものでございます。

（2）特別会計。

3会計合わせて歳入総額は4億4,232万円で、前年度と比較して850万円（対前年度比△1.9%）の減で、その主な要因は、国民健康保険特別会計における国民健康保険税の減によるものでございます。

歳出は、投資的経費が6,547万4,000円（対前年度比20.3%）、義務的経費が1億4,523万7,000円（同△10.6%）、その他の経費が2億2,731万6,000円（同△1.1%）、総額4億3,802万7,000円で、前年度と比較して△875万8,000円（同△2.0%）となっており、投資的経費が増となった主な要因は、市営公共下水道特別会計における公共下水道建設工事の増、義務的経費の減の主な要因は、市営公共下水道特別会計における公債費の減、その他経費の減の主な要因は、国民健康保険特別会計における電算システム改修委託料の減によるものでございます。

3、財政構造（普通会計ベース）。

指数面では、財政の弾力性を測定する経常収支比率は93.3%（前年度89.7%）、財政力の強弱を示す財政力指数は0.105（同0.107）、公債費比率は7.3%（同6.4%）でございます。

また、地方債の元利償還金に加え、下水道等の公営企業が支払う元利償還金への一般会計繰出金などを含めて算出した実質公債費比率は8.9%（同9.5%）でございます。

4、投資的事業（1件1,000万円以上）につきまして、商業施設等建設事業、学校改修事業（校舎外壁改修）、消防施設改修事業（高規格救急自動車）、市営住宅屋根防水・外壁塗装、文珠地区道路改良事業、市有林一般経費、住宅改修事業（ボイラー取替）、観光施設活性化推進事業（チロルの湯改修）、児童センター等一元化施設建設事業（調査設計委託料）、住宅解体除却、商工業振興一般経費（調査設計委託料）となっております。

なお、3ページの「5 各会計補正予算」以下の項目につきましては、説明を省略させていただきます。

以上が令和4年度各会計決算の概要でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（本田加津子君） 大家市立病院事務長。

○市立病院事務長（大家浩二君） 一登壇一

議案第38号令和4年度歌志内市病院事業会計決算の認定について御提案申し上げます。

令和4年度歌志内市病院事業会計決算の認定について。

地方公営企業法第30条第4項の規定により令和4年度歌志内市病院事業会計決算について、別添のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

内容につきましては、令和4年度歌志内市病院事業会計決算書により御説明いたしますので、病院事業会計決算書の8ページをお開き願います。

令和4年度歌志内市病院事業報告書でございます。朗読いたしまして、説明にかえさせていただきます。

1、概況。

(1) 総括事項。

本年度におきましても、平成29年度に策定した「歌志内市立病院経営健全化計画」を病院運営の指針に掲げ、自治体病院としての使命を果たすべく、地域医療の確保と収支改善による経営の健全化に取り組んでまいりました。

医師体制につきましては、固定医師2名のほか、北海道大学病院や北海道地域医療振興財団の支援により、診療体制に支障とならない運営を維持することができました。

経営面では、診療放射線技師の常勤職員採用や、3年ごとに負担する退職手当組合追加納付金の皆増等により給与費が増額となるほか、燃油価格の高騰で電気料やボイラー燃料が増額となり、病院経営に大きな影響がありました。

患者動向による収入状況では、外来収益は、患者数の増加により増収となるほか、新型コロナウイルスワクチン接種により予防接種料が増収となりましたが、入院収益は、患者数が増加したものの医療必要度の高い患者の減少により減収となり、厳しい経営を強いられ、一般会計からの繰入金により収支の均衡を図りました。

結果として、当年度収支で1,284万1,000円の純利益が生じ、累積欠損金は、7億6,297万3,000円で本年度の事業運営を終えたところであります。

(ア) 患者の状況。

年間延べ入院患者数は、1万5,934人（1日平均43.7人）で前年度より404人（1日平均1.2人）の増加で、外来患者数は、9,381人（1日平均38.6人）で前年度より348人（1日平均1.3人）の増加であります。

(イ) 財政状況。

(収益的収入及び支出)。

財政状況につきましては、消費税及び地方消費税控除後の金額で計上しております3ページの損益計算書及び18ページ以降の収益的収入及び支出明細書により御説明申し上げます。

9ページをお開き願います。

収益的収支につきましては、総事業収益が6億1,789万7,000円で、内訳は、医業収益が3億7,929万円、医業外収益が2億3,860万7,000円であります。総事業収益を前年度と比較いたしますと1,378万円の増であります。その内訳の主なものは、医業収益の入院収益が1,176万7,000円の減、外来収益が277万4,000円の増、その他医業収益が402万8,000円の増となり、医業収益総体では、496万5,000円の減であります。医業外収益では、他会計補助金が1,693万8,000円の増、補助金は新型コロナウイルス感染症関連などの国等からの補助金で166万4,000円の増となっております。

一方、総事業費用は、6億505万6,000円で、内訳は医業費用が5億7,691万8,000円、医業外費用が2,813万8,000円であります。

総事業費用を前年度と比較いたしますと2,332万6,000円の増で、その内訳の主なも

のは、医業費用の給与費が2,125万6,000円の増、材料費が379万8,000円の減、経費が659万5,000円の増、減価償却費が313万8,000円の減となり、医業費用総体では、2,159万3,000円の増であります。医業外費用は、雑損失が資本的支出で実施した改築工事や資産購入に係る仮払消費税の増加により195万5,000円の増となり、医業外費用総体では、173万3,000円の増であります。

(資本的収入及び支出)。

資本的収支につきましては、2ページの決算報告書及び21ページの資本的収入及び支出明細書の消費税及び地方消費税込みの金額で御説明いたします。

総収入額は、7,663万1,000円で、内訳は、企業債が5,040万円、出資金が1,442万7,000円、他会計繰入金が1,180万4,000円であります。

総支出額は、9,384万1,000円で、内訳は、建設改良費が6,229万3,000円、企業債償還金が3,154万8,000円であります。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,721万円は、過年度分損益勘定留保資金で補填したものであります。

以上、病院事業会計の令和4年度事業概況でございます。

議案第37号と議案第38号の決算の認定につきまして一括御提案申し上げましたので、よろしく願いいたします。

○議長(本田加津子君) これより、議案第37号令和4年度歌志内市各会計歳入歳出決算の認定について及び議案第38号令和4年度歌志内市病院事業会計決算の認定について一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○6番(女鹿聡君) 決算委員会の中においては、市長は出席なかなかしないということで、この場でちょっと市長から見解を聞いておきたいと思います。

令和4年度の決算なのですけれども、当然のごとく新年度予算につながる大きな位置づけの予算、決算だったかなと思っております。その中で、決算のこの概要、さっき話された内容ではあるのですけれども、市長として令和4年度、どういうふうな形の位置づけで予算を使って、どういうふうな形で実行できたかというのをちょっと聞いておきたいと思います。

○議長(本田加津子君) 柴田市長。

○市長(柴田一孔君) 女鹿議員の質問にお答えいたします。

令和4年度、どのように執行して、どのようにこの予算について位置づけをしてきたかということでございますが、令和4年度事業、「市民と協働でつくるまち」ということで、特に若手職員にいろいろまちづくりについて参画をしていただきたいということで、アクションプランを始めたところでございます。今年度につきましても継続して行おうと思っております。

また、「活力と魅力あふれるまち」ということで、ダ・マルシェもオープンするという部分もございまして、遊休施設の造成ということで、西小学校のグラウンドを5区画分譲したところでございます。早速購入者の方も新築をしていただけるというようなことで、今進めているところでございます。

また、「健康で心ふれあうまち」という部分につきましては、まさに女鹿議員の御意見ございました補聴器の購入費の助成というものを実現することができましたし、ここに記載しておりますように、予防接種、医療費の無料化というものを継続的にやらさせていただいております。

また、「安心して快適で暮らせるまち」という部分につきましても、これも市民の皆さんといますか、市民の方からの要望にありましたメモリアルパークに遊具がないということでご

ございますけれども、これについても西小学校の敷地内にある良好な遊具を移設したと。失礼しました、歌志内小学校の遊具を移設して配備したということでございますし、あとは救急車、高規格救急車も購入して、市民の安全・安心に寄与するようにしたところでございます。

また教育関係、「豊かな心を育む教育」という部分に関しましても、パソコンの購入、郷土館入館料の無料化、さらにスキーリフト券、これらについても助成を行うなど、一定の目的が達成されたのかなと思っております。

財政面につきましては、先ほど副市長のほうから、るるこの内容について説明があったところでございますが、市税は令和元年度から2億円を切っている状況でございます。そんな非常に厳しい人口減少に伴って、市税も非常に少なくなっているというところでございます。たまたま交付税につきましては、平成17年度以来28億円を切っておりましたけれども、令和4年度につきましては28億円を若干超えたということになっておりますけれども、これらについてさらに財政状況も厳しくなっていくということでございます。現状として令和4年度の決算におきましては、積立金37億円、起債償還残も28億円ということで、これらについては安定しているというふうに言ってもいいのかなと思います。

また、地方財政のエンゲル係数とも言えますけれども、経常収支率が93.3%と依然と数字的には悪く、弾力性に欠くという状況にはなっております。

コロナ禍、今年5月8日に第5類になったということでございますが、油断はできない状況にあるわけございまして、今もなお物価の高騰、電気料の高騰ということで、市民生活に影響を及ぼしているところでございます。地域経済対策として必要な支援等を行うなど、今後は影響を最小限にしていかなければならないかなという思いでおります。今後も計画的、効率的な財政運営とともに、将来の歌志内を見据えながら、各種事業を進めてまいりたいと思っておりますので、議員の皆さんの御協力、御理解をお願いしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 令和4年度に関して、私含めて各議員、いろいろ一般質問なり出された議案に対して、質問、質疑してきた1年でありました。その中でいろいろ理事者側のほうから答弁もらったりだとか、そういった形で話も進めて、決算に至ったと思うのですけれども、市長としてきちんとした答弁なり何なり私たちいただいた中で、納得いく、4年度の決算が出来上がったという形で考えていいのかどうなのか、もう1回聞いておきたいと思っております。

○議長（本田加津子君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） そのとおりでございまして、納得のいく形でできたかなと思います。いずれにいたしましても、コロナ禍の中にあったという分で、各種事業等についても縮小なり、休止というものもあったかと思っておりますけれども、その中でも最大限の効率、効果を上げながら進めたということで、私としてはそういうことで納得といいますか、事業をできたというふうに思っております。

○議長（本田加津子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第37号及び議案第38号については、6名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の審査に付することにしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第37号及び議案第38号については、6名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、付託の上、閉会中の審査とすることに決定いたしました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定に基づき、議長が指名をいたします。

決算審査特別委員会委員に、能登直樹さん、佐藤良治さん、山崎瑞紀さん、松井敬道さん、女鹿聡さん、下山則義さん、以上のおり指名をいたします。

ここで、10分間休憩いたします。

午前11時04分 休憩

午前11時11分 再開

○議長（本田加津子君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

議案第39号

○議長（本田加津子君） 日程第15 議案第39号令和5年度歌志内市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） ー登壇ー

議案第39号の補正予算につきまして、御提案申し上げます。

議案第39号令和5年度歌志内市一般会計補正予算（第5号）。

令和5年度歌志内市一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,327万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億3,798万1,000円とする。

2項は省略いたします。

以上、議案第39号の補正予算につきまして御提案申し上げます。

事項別明細書につきましては、企画財政課長から御説明いたしますので、よろしく願います。

○議長（本田加津子君） 東所企画財政課長。

○企画財政課長（東所勝則君） それでは、私のほうから一般会計補正予算事項別明細書の歳出について御説明いたしますので、5ページをお開き願います。

2款総務費1項総務管理費12目諸費22節償還金利子及び割引料1,937万2,000円の増額補正は、生活保護費国庫負担金等の前年度実績確定に伴う国・道支出金の返還金の増であります。

5項1目とも統計調査費10節需用費2万1,000円の増額補正は、住宅土地統計調査等に係る交付金配分額の増に伴う増額であります。

次に、3款民生費2項老人福祉費2目介護保険費14節工事請負費33万円の増額補正は、デイサービスセンター浴室送水温度操作器の故障に伴う交換費用でございます。

4項児童福祉費3目認定こども園費17節備品購入費の17万円の増額補正は、認定こども園の送迎に使用する市マイクロバスに置き去り防止安全装置を設置する費用で、国庫補助金で

賄われます。

次に、8款土木費5項住宅費1目住宅管理費14節工事請負費495万円の増額補正は、市営住宅及び改良住宅の退去住戸の入居前内部改修等の増加によるものでございます。18節負担金補助及び交付金262万4,000円の増額補正は、住宅改修及び解体件数の増加による住宅改修促進助成金の増額によるものでございます。21節補償、補填及び賠償金20万9,000円の増額補正は、改良住宅の用途廃止により、移転者が増加したことによる移転補償金の増加によるものでございます。

続きまして、7ページにまいりまして、10款教育費3項社会教育費4目コミュニティセンター費14節工事請負費64万9,000円の増額補正は、コミュニティセンターの講堂南側に設置されている非常口の鉄扉が経年劣化により腐食し、脱落の危険性があることから交換するための費用でございます。

4項保健体育費3目体育施設費17節備品購入費6万4,000円の増額補正は、冬期間における市民体育館トイレの凍結防止のため、電気ヒーターを購入するものでございます。

次に、12款1項とも公債費1目元金については、土木費住宅管理費の増額補正に伴う財源区分の変更でございます。

次に、15款1項1目とも予備費511万7,000円の減額補正は、歳入歳出予算の調整でございます。

続きまして、事項別明細書の歳入について御説明いたしますので、3ページをお開き願います。

14款国庫支出金2項国庫補助金2目民生費補助金6節保育環境改善等事業補助金17万円の増額補正は、歳出の民生費に計上しております認定こども園一般経費における備品購入費の補助金であります。

15款道支出金3項道委託金1目総務費委託金2節統計調査費委託金2万1,000円の増額補正は、歳出の総務費に計上しております統計調査経費に対する委託金であります。

18款1項とも繰入金3目1節とも過疎地域持続的発展特別事業基金繰入金262万4,000円の増額補正は、住宅改修促進助成事業補助金の増によるものでございます。

19款1項1目とも繰越金1節前年度繰越金2,000万円の増額補正は、前年度繰越金の一部を予算計上するものでございます。

20款諸収入4項雑入3目1節とも過年度収入45万7,000円の増額補正は、障害者自立支援給付費等の前年度実績確定による国庫支出金の追加交付による増でございます。

以上で、議案第39号の補正予算事項別明細書についての御説明を終わりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（本田加津子君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

川野敏夫さん。

○5番（川野敏夫君） 6ページの説明の欄で、認定こども園の送迎バスに置き去り防止の装置をつけるという話なのですが、具体的にどんな装置なのか。それで、常時使っている送迎バスは1台なのですが、たまに園児も中型というのですか、中型バスにも乗ることあると思うのですが、これは1台分の予定なのか、ちょっとその辺をお尋ねしたいと思います。

それと、その下で、移転費用という説明がありましたけれども、これはどこの地区で何戸分予定しているのか、その辺もお尋ねしたいと思います。

○議長（本田加津子君） 佐々木福祉事業課長。

○福祉事業課長（佐々木厚史君） 装置につきましては、園児が降車した後に教諭が車内後部まで居残りを巡回点検しまして、園児がいなければ、後方にある確認ボタンを押して、その後、さらに見落としがないか、車内のセンサーで二重の確認を行うようになっております。

車両のほうは1台分です。送迎に使うバスという形で補助を受けておりますので、1台となっております。

○議長（本田加津子君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） 私のほうから、6ページの住宅、単独事業の移転補償金の20万9,000円の内訳でございますけれども、重点地区に指定されております中村中央団地、それから上歌地区を重点に、残額分を合わせて3件分予定してございます。

○議長（本田加津子君） 川野敏夫さん。

○5番（川野敏夫君） 今説明された置き去り防止、これは一般に普及されているということは、実績のある装置なのでしょうか。その辺、ちょっと確認したいと思います。

それと、中村中央地区と上歌の移転ということですが、これは個人的にどうか、そのこの住んでいる住宅の人とも交渉というのかな、交渉とは言わないのかもしれない、そういう説明の仕方はされているということですか。

○議長（本田加津子君） 佐々木福祉事業課長。

○福祉事業課長（佐々木厚史君） 装置については、置き去りキャッチということで、ほかの市も使っているという形の装置なので、問題ないかと思っております。

○議長（本田加津子君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） 全員個別に当然お話もしております、このたびそのようなお話を賜ったことから、補正に皆様方の御承認をいただきたいということでございます。

○議長（本田加津子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第39号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は、原案のとおり可決されました。

散 会 宣 告

○議長（本田加津子君） 以上で、本日の日程は全部終わりました。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

（午前11時23分 散会）

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、
ここに署名する。

歌志内市議会議長 本 田 加 津 子

署名議員 能 登 直 樹

署名議員 女 鹿 聡